



宮 崎 県 公 報

令和5年4月17日(月曜日) 第399号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○地方税の収納の事務の委託……………(税務課) 1	
○歳入の収納の事務の委託……………(水産政策課) 1	
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始……………(道路保全課) 2	
公 告	
○飼料の検査結果の概要の公表……………(畜産振興課) 2	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 2	
○土地改良区の役員の退任の届出……………(“) 3	
○土地改良区の定款変更の認可(2件)……………(“) 3	
○落札者等の公告……………3	

告 示

宮崎県告示第 301号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項第1号の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。
令和5年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地方税の収納の事務の委託を受けた者

- (1) 一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735-25
- (2) 一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮崎事務所 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2729-31

2 委託に係る地方税の税目

- (1) 一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第8号に規定する自動車税
- (2) 一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮崎事務所 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第3号に規定する軽自動車税のうち環境性能割

3 委託した収納取扱期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

宮崎県告示第 302号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。
令和5年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委 託 先	委 託 期 間
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務	九州信用漁業協同組合連合会宮崎統括支店	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

宮崎県告示第 303号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月17日から同年5月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字三久保113番3地先から同郡同村同大字同字113番3地先まで	旧	8.2~ 17.2	33.1
				新	8.2~ 20.9	33.1

宮崎県告示第 304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月17日から同年5月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	西都市大字中尾字野平484番3地先から同市	旧	6.9~ 31.8	82.7
				新	21.6~	82.7

		同大字同字 484番3地 先まで		34.3	
--	--	------------------------	--	------	--

			中尾字野平 484番3地 先から同市 同大字同字 484番3地 先まで	
--	--	--	--	--

宮崎県告示第 305号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年4月17日から同年5月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	西都市大字	令和5年4月17日

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、収去飼料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

令和5年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

製造事業場等の名称 及び所在地等	収去 場所	飼料の名称	製造 年月	試験項目	違反の有 無及び違 反の内容
えびの市農業協同組 合 攪拌工場 えびの市	同左	トウモロコシ圧ぺん	令和4 年10月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社バイオテク ノ産業 えびの市	同左	バイオピクシー	令和4 年10月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社バイオテク ノ産業 えびの市	同左	ピクシーフローラ	令和4 年10月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
南日本くみあい飼料 株式会社 日向工場 日向市	同左	ピグトリーBクランブル	令和4 年10月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
南日本くみあい飼料 株式会社 日向工場 日向市	同左	ピグトリー種豚用	令和4 年10月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社科学飼料研 究所 日向市	同左	ピグラッシュ3	令和4 年10月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社科学飼料研 究所 日向市	同左	ピグラッシュ2	令和4 年10月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	ニッターX MO	令和5 年2月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、綾町土地改良区（綾町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大 隈 寛	東諸県郡綾町大字南俣2785番地2

理 事	白 山 義 則	東諸県郡綾町大字北俣4157番地
理 事	猪 野 健	東諸県郡綾町大字南俣 781番地
理 事	相 星 義 廣	東諸県郡綾町大字入野 860番地2
理 事	大 島 紀久夫	東諸県郡綾町大字北俣88番地
理 事	末 吉 清 光	東諸県郡綾町大字入野4028番地

監 事	蓑 田 義 人	東諸県郡綾町大字南俣2057番地 3
監 事	向 井 好 美	東諸県郡綾町大字南俣4887番地

(任期：令和 8 年 3 月 28 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大 隈 寛	東諸県郡綾町大字南俣2785番地 2
理 事	白 山 義 則	東諸県郡綾町大字北俣4157番地
理 事	猪 野 健	東諸県郡綾町大字南俣 781番地
理 事	相 星 義 廣	東諸県郡綾町大字入野 860番地 2
理 事	大 島 紀久夫	東諸県郡綾町大字北俣88番地
理 事	末 吉 清 光	東諸県郡綾町大字入野4028番地
監 事	蓑 田 義 人	東諸県郡綾町大字南俣2057番地 3
監 事	山 元 英 敏	東諸県郡綾町大字北俣1051番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、綾町土地改良区（綾町）の役員退任について次のとおり届出があった。

令和 5 年 4 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 脇 隆	東諸県郡綾町大字南俣4883番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）から令和 5 年 3 月 29 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 5 年 4 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、綾町土地改良区（綾町）から令和 5 年 3 月 22 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 5 年 4 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 5 年 4 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷（単価契約） 令和 5 年度発行予定部数 2,034,000部（毎号約 339,000部×年 6 回）
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和 5 年 4 月 4 日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社宮崎南印刷 宮崎市大字田吉字赤江 350 番 1
- 随意契約に係る契約金額
31.35 円（単価契約）
- 一般競争入札の公告を行った日
令和 5 年 2 月 17 日
- 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項 第 5 号

--	--